

タクシーおよび運転代行におけるカード取扱に関する特約

特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

タクシーおよび運転代行におけるカード取扱に関する特約

第1条 (総則)

タクシーおよび運転代行におけるカード取扱に関する特約（以下「本特約」という）は、加盟店がJCB加盟店規約（以下「原規約」という）に基づき、カード提示による乗用旅客自動車乗車または自動車運転代行業者による代行運転に係る信用販売（以下「タクシー信用販売」という）を行う場合の特約事項を定めたものです。

第2条 (タクシー信用販売)

1. 加盟店は、会員からカード提示によりタクシー信用販売を求められた場合、原規約および本特約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、カード取扱店舗において会員に対しタクシー信用販売を行うものとします。
2. 加盟店がタクシー信用販売を行うことができる金額は、車両に備え付けたメーター料金または自動車運転代行業者があらかじめ定め会員が承諾した代行料金とします。ただし、会員の依頼または事前の承諾があった場合には、これに有料道路料金または駐車場料金を加算することができます。
3. 1回のタクシー信用販売の上限額は3万円（税込）とします。ただし、両社が別途承諾した場合はこの限りではないものとします。
4. 加盟店は、両社が別途承諾した場合を除き、すべてのタクシー信用販売についてあらかじめ両社が認めた決済機器等を使用するものとします。ただし、故障・障害などにより決済機器等が使用できない場合、またはJCBが当該決済機器等の利用につき別途制限を設けた場合には、加盟店はすべてのタクシー信用販売につきその都度事前にJCBに連絡して承認を得るものとします。
5. 万が一、加盟店が前項に違反してタクシー信用販売を行った場合、加盟店は当該信用販売代金全額について一切の責任を負うものとします。

第3条 (調査協力)

加盟店は、当社またはJCBが売上票の記載内容に疑義があると認めた場合および会員のカード使用状況に不審な点があると認めた場合などで当社またはJCBから依頼があった場合には、以下の書面等を提出するなどして当社またはJCBの調査に協力するものとします。

- (1) 会員の降車日時・カード売上日時を機械的に証明するもの
- (2) 乗車距離を機械的に証明するもの、および運転日報の写し
- (3) 取扱乗務員名・車両番号が記載された書面等
- (4) その他当社またはJCBが求めた事項が記載された書面等

第4条 (支払保留)

当社は、前条の調査を加盟店に依頼した場合には、加盟店に対する当該売上に関する立替払金の支払いを、調査が完了するまで保留できるものとします。また、調査開始より30日を経過した場合には、当社は当該立替払契約を取消し、または解除することができるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第5条 (立替払契約の取消または解除等)

1. 当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、原規約に定める事由に加えて「加盟店がカード不正利用に何らかの関与をしたと当社が判断したとき」も、当該売上債権の立替払契約を取消または解除できるものとします。
2. 前条および前項に該当した場合の立替払金の支払いの保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

第6条 (本特約の取扱いの終了)

原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了するものとします。

第7条 (本特約に定めのない事項)

本特約に定めのない事項については、合理的な限度で原規約を、「本規約」および「本契約」を「本規約およびタクシーおよび運転代行におけるカード取扱に関する特約」および「本契約およびタクシーおよび運転代行におけるカード取扱に関する特約」に読み替えて準用するものとします。

JCBタクシーチケット取扱店特約

第1条 (総則)

本特約は、加盟店がJCB加盟店規約（以下「原規約」という）に基づき、第2条に定めるチケットの取扱いを行う場合の特約事項につき定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は次のとおりとし、別段の定めのない場合は、原規約の定めによるものとします。

- (1) 「チケット」とは、JCBが会員に対して発行するJCB所定のサービスマークが表示されているJCB所定規格の乗用旅客自動車乗車または自動車運転代行業者による代行運転に係る役務の提供の対価等（以下「タクシー料金等」という）の支払いのための機能を付した専用チケットをいいます。
- (2) 「タクシーチケット取扱店」とは、加盟店のうち原規約および本特約を承認のうえチケットの取扱いを申込み、両社が適当と認めた加盟店をいいます。なお、両社が別途認めたタクシーチケット取扱店は、チケットのみを取扱うことができるものとします。
- (3) 「チケット使用者」とは、チケットによりタクシー料金等の精算を行うことを希望する会員または会員が自らに発行されたチケットの使用を特に認めた第三者をいいます。
- (4) 「チケット取扱い」とは、加盟店が、チケット使用者からタクシー料金等・会員の署名その他必要事項が記入されたチケットを受領することで、チケット使用者との間のタクシー料金等の精算を行う取引をいいます。チケットの取扱いにより加盟店とチケット使用者との間で精算されたタクシー料金等については、チケットを発行された会員がカード発行会社に対して支払います。

第3条 (チケット取扱い方法)

1. 加盟店は、チケット使用者からチケット取扱いを求められた場合、原規約および本特約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、タクシーチケット取扱店においてチケット取扱いを行うものとします。なお、加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いのみとします。
2. 加盟店は、チケット使用者からチケット取扱いを求められた場合、チケットの真偽（本案第4項に定める無効なチケットに該当するか否かを含む）、有効期限、利用日付、乗車区間、利用金額および会員の署名を確認のうえ、チケット取扱いを行うものとします。
3. 加盟店がチケット取扱いを行うことができる金額は、車両に備え付けたメーター料金または自動車運転代行業者があらかじめ定めチケット使用者が承諾した代行料金とします。ただし、チケット使用者の依頼または事前の承諾があった場合には、これに有料道路料金または駐車場料金等を加算することができます。
4. 以下のチケットは無効とし、加盟店は、無効のチケットにつき、チケット取扱いを行わないものとします。
 - (1) 有効期限の切れたもの
 - (2) 日付、金額等が変更・訂正されたもの
 - (3) 会員署名欄に記載がないもの
 - (4) その他、記載事項に不備があるもの

第4条 (信用販売の制限)

1. 1回のチケット取扱いの上限額は3万円（税込）とします。ただし、料金記入欄が4ケタであるチケットについては、チケット1枚あたり

の取扱金額は1万円（税込）未満とし、総額3万円（税込）を超えない範囲で複数枚のチケットを使用できるものとします。

2. 前項に規定する上限金額または1枚あたりの取扱金額制限を超えてチケット取扱いを行った場合には、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

第5条（本特約の取扱いの終了）

原規約に基づく加盟店契約または「タクシーおよび運転代行におけるカード取扱いに関する特約」が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了するものとします。

第6条（準用規定）

本特約に別段の定めのない事項については、原規約の各条項（原規約第9条（信用販売の方法）、売上票（会員控）、売上票（加盟店控）および売上集計表に係る部分、ならびに決済機器等を使用した場合に適用する条項を除く）および「タクシーおよび運転代行におけるカード取扱いに関する特約」第3条（調査協力）から第5条（立替払契約の取消または解除等）までを、合理的な限度で、それぞれ以下のとおりに読み替えて、これを準用するものとし、加盟店はこれに従うものとします。

(1) 「カード」および「売上票」を「チケット」に読み替えます。

(2) 「信用販売」を「チケット取扱い」に読み替えます。

(3) 「会員」を「チケット使用者」に読み替えます。

(4) 「カード取扱店舗」を「タクシーチケット取扱店」に読み替えます。

(5) 「本規約」および「本契約」を「本規約およびJCBタクシーチケット取扱店特約」および「本契約およびJCBタクシーチケット取扱店特約」に読み替えます。

(TXT02・00555・20240401)